

5) 冬期屋外工事の労務歩掛補正

冬期屋外工事における作業中の採暖時間、降雪待ち時間の増加及び就業時間の減少による実作業時間の短縮等に対する歩掛を補正する場合は下記による。

- (1) 冬期屋外工事の歩掛補正は、10月1日以降に入札する工事で、工期が当該年度の3月31日までの期間にあって、かつ、11月1日から、3月31日までの期間が全工期日数の2分の1を超える屋外工事について補正の対象とする。

ただし、下記工種等については適用しない。

- ①主体工事がトンネル坑内作業のもの、工場製作、ポンプ浚渫船、回航用引船、その他屋内作業と認められる工事
- ②除雪、排雪、コンクリート防寒養生（ただし、コンクリート防寒囲い設置・撤去作業には適用する）、その他屋外作業であっても歩掛が冬期条件下で施工することが前提となっている工事
- ③交通誘導警備員

- (2) 歩掛補正は、屋外労務作業に従事する作業員を対象に行うものとし、冬期の特殊現場条件に対し必要となるコンクリートの保温養生費、除排雪費等は、本補正とは別途に必要額を積算する。

なお、機械作業についても、運転手の労務費についてのみ補正するものとし、運転手の補正を考慮して作業効率（E）の調整は行わず、純粋な現場条件のみから（E）の決定をする。

- (3) 歩掛の補正は、工事の期間別に次表の割増を標準として行う。なお、仮囲い内の作業の場合は、表1の冬期補正率を1/3に補正して適用する。（少数第3位四捨五入）

表 1 労務補正率（％）

工期末 工期始	11月	12月	1月	2月	3月
10月		2	3	3	3
11月		3	3	4	3
12月		4	5	4	4
1月			5	5	4
2月				4	3
3月					2

例) 工期が12月から2月までの場合の補正率は、4%とする。

- (4) 歩掛の補正は、労務費に対して補正するものとし、次式により冬期補正労務費を積算し、直接工事費及び間接工事費に加算する。

冬期補正労務費 = 直接工事費及び間接工事費(積上げ部分)中の補正該当工種労務費 × 冬期補正率
補正後の労務単価は円止めとする。(円未満切り捨て)

- (5) 歩掛の補正の設計変更での取扱いは、「その他 設計図書等作成要領 4-4 積算上の留意点」による。
- (6) 橋梁工事等における製作・架設が一体となった工事で、架設の期間が(1)の工期となる場合には、架設のみを対象として歩掛補正をする。
- (7) 主体工事が屋外作業で歩掛補正の対象となる工事と屋内作業が混在する場合にあっては、歩掛補正の対象期間は屋外作業の開始日から屋外作業の終了日までとする。
- (8) ゼロ国債(道債)については契約後すぐに現場施工ができる場合で、11月1日から3月31日までの期間が全工期日数の2分の1を超える屋外工事について歩掛補正の対象とする。
- (9) 船舶における補正対象労務費は、休止分を除く。(休止分=供用係数-1)

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準
新旧対照表

北海道水産林務部水産局水産振興課

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和元年10月） 新旧対照表（令和元年11月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
2-1-6	<p>第2章 工事費の積算 1節 直接工事費 2 一般事項 2-1 労務費 2-1-2 労務単価の補正 5) 冬期屋外工事の労務歩掛補正 (1) および(2) 略 (3) 歩掛の補正は、工事の期間別に次表の割増を標準として行う。</p>	<p>第2章 工事費の積算 1節 直接工事費 2 一般事項 2-1 労務費 2-1-2 労務単価の補正 5) 冬期屋外工事の労務歩掛補正 (1) および(2) 略 (3) 歩掛の補正は、工事の期間別に次表の割増を標準として行う。<u>なお、仮囲い内の作業の場合は、表1の冬期補正率を1/3に補正して適用する。(少数第3位四捨五入)</u></p>	<p>冬期屋外工事の労務歩掛かり補正に係る取り扱いの改正</p>